

入札説明資料

- ア 競争参加資格確認申請書
イ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
ウ 医療機関であることを証する書類の写し

別添

健康診断仕様書

1 業務の内容

一般定期健康診断、特別定期健康診断（振動機械）、運動機能検査を実施する。

(1) 履行期限

契約締結の日から令和8年3月16日までとする。

(2) 対象箇所

本業務の対象箇所は、別表1「対象箇所等一覧」のとおりとする。

(3) 対象業務の内容

上記(2)の対象箇所において以下の業務を一体的に実施するものとする。

一般定期健康診断及び運動機能検査はそれぞれ年に1回とし、特別定期健康診断（振動機械）の実施時期は、6か月に1回とし、原則、春期に1回及び秋期に1回の年2回とする。

なお、具体の日程は、後日、本業務の発注担当者（関東森林管理局総務企画部総務課安全衛生係。以下「発注担当者」という。）から連絡する。

ア 一般定期健康診断

別表2-1「関東森林管理局一般定期健康診断の検査要領」及び別表2-4「特記仕様書」に示す項目について実施する。

イ 特別定期健康診断

別表2-2「関東森林管理局特別定期健康診断（振動機械）の検査要領」に示す項目について実施する。

ウ 運動機能検査

別表2-3「関東森林管理局運動機能検査要領」に示す項目について実施する。

2 検査受診者数及び検査実施場所

(1) 検査受診予定者数

検査受診予定者数は、別表3「計画書」のとおり。

なお、検査の結果、さらに精密な検査が必要と診断された者については、本契約によらずに別途、医療機関での検査を基本に調整する。

(2) 検査実施場所

別表1「対象箇所等一覧」の一般定期健康診断等実施場所単位（以下「検査実施場所単位」という。）で実施する。

検査の会場については、関東森林管理局の本局等の庁舎会議室等は無償で貸与する。

なお、検査実施場所単位ごとの検査指定日に受診ができなかった者については、近接する検査実施場所の検査指定日に受診可能な場合に限り、振り替えての検査を実施する。

3 検査結果の納入期限及び納入場所

(1) 納入期限

検査結果は、検査実施場所単位ごとに、全ての者の検査終了後30日以内（契約終了日の1週間前まで）に納入すること。

(2) 納入場所

検査結果は、別表1の成果品納入場所に納入する。

ただし、関東森林管理局の本局にあっては総務課安全衛生係、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所にあっては主任事務管理官、東京事務所にあっては連絡調整官（以下「実施担当者」という。）あてに納入する。

4 検査実施方法

(1) 検査の実施時間

健康診断は8時30分から11時50分及び13時10分から16時00分まで、運動機能検査は9時から11時50分及び13時10分から16時00分までとする。

ただし、実施時間内で各検査場所の受診者全員が受診終了となった場合は、この限りではない。

(2) 胸部及び胃部のレントゲン撮影

胸部及び胃部のレントゲン撮影を行うレントゲン車については、胃部1台（胸部と胃部を切り替えて撮影できるもの）のレントゲン車（高さ3.5mまで）とする。

(3) 検査に必要な検体容器、検査機器等

検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。

また、検査に必要な設備等は受注者が設置することとし、検査終了後速やかに原状に戻すこととする。

(4) 受診票

検査時に使用する受診票については、受注者がその費用を負担の上で作成する。

また、受診票の作成に必要な項目（受診者氏名、生年月日等）については、事前に本業務の実施担当者から提出を受ける。

(5) 受付等

検査の際には、受注者が受付責任者及び案内係を配置する。

受付責任者は、受付業務や全体の進行管理を行い、案内係は検査の待ち時間等を考慮し受

診者を適切に案内する等滞りなく受診できるよう配慮すること。

5 検査体制及び検査結果等について

(1) 検査体制

ア スタッフ等について

別表3「計画書（本局ほか）」に示す検査予定者数について、1日当たり、検査を効率的に行うため必要な医師、看護師、臨床検査技師、放射線技師、その他必要に応じた人員を派遣すること。

また、責任者と案内係等の役割分担を明確にするとともに、検査実施場所及び受診者数に応じ業務従事者を適切に配置すること。また、関東森林管理局の本局等との連絡体制を整えること。

イ 採血について

採血担当者には、採血のできる資格を有する者であって採血能力に優れた者を充てること。

ウ レントゲンの撮影・読影について

レントゲンの撮影は、資格を有する放射線技師が行うものとし、診断の際の読影は、経験を有する専門医により行うものとする。

(2) 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢について

受診票の年齢、検査項目別受診対象年齢の基準日は、受診年度の4月1日現在とする。

(3) 受診票及び検体容器等について

受診票の様式等については、別途本業務の発注担当者と協議し決定することとする。

職員に配布する氏名、生年月日等記載済みの受診票及び検体容器等については、検査予定日の2週間前までに検査実施場所単位に仕分けし、本業務の実施担当者へ提出すること。

(4) 検査結果の報告について

ア 検査の結果をとりまとめた検査結果表は、2部作成し検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出するとともに、健康診断一覧表及び有所見者一覧表を各1部本業務の実施担当者へ提出すること。また、受診票及び問診票（別途、関東森林管理局の本局等から職員へ配布。以下同じ。）についても提出すること。

イ 検査結果表については、前年度等の検査データを検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者から受け、当年度の検査結果と前年度等の検査結果が対比できるように作成すること。

ウ 腹囲、BMI、血液検査、血圧等メタボリックシンドロームに関わる検査結果表を別様に作成し、検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出すること。

エ 検査実施場所単位ごとの本業務の実施担当者から受けた前年度等の検査データと同様に当年度分の検査データを作成し、本業務の実施担当者へCD-R等で提出すること。

オ 緊急に精密検査や治療を要する検査所見があった場合は、速やかに検査実施場所単位ご

との本業務の実施担当者に連絡し、その指示に従うこと。

- カ 胸部・胃部レントゲン及び眼底のフィルム並びに心電図については、指導区分該当者（人事院規則 10－4（職員の保健及び安全保持）の別表第 4「指導区分及び事後措置の基準（第 23 条、第 24 条関係）」の該当者（別表 2－5）。以下同じ。）及び要精密検査該当者（検査の結果、さらに精密な検査が必要と診断された者。以下同じ。）分を抽出し、該当者名を記した上で、検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出すること。また、残りの胸部・胃部及び眼底のフィルムについては、受注者が 5 年間保存することとし、担当者から連絡があった場合は速やかに提出すること。5 年経過したフィルムは速やかに廃棄すること。なお、フィルムについては、デジタルデータでの提出及び保存も可とする。
- キ 運動機能検査の結果表は 2 部作成し、検査実施場所単位ごとに本業務の実施担当者へ提出するとともに、本検査に基づき受診者の指導票を作成し、各人へ運動指導を行うこと。
- ク 検査結果については、各項目ごとの受診人員及び項目ごとの経費等について照会することがあるので、対応すること。

- (5) 本仕様書及び入札説明資料に定めのない事項については、本業務の発注担当者と必要に応じて打ち合わせること。

6 その他

- (1) 本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、契約に基づき本業務の報告（健康診断の結果の報告）を行う際には、別に示す様式により一般定期健康診断等の検査実施日、検査項目ごとの受診者数等検査内訳について、本業務の発注担当者へ提出するものとする。

別表 1

対象箇所等一覧

【 発注元:関東森林管理局 】

NO	森林管理局・署等	一般定期健康診断等実施場所及び成果品納入場所			備考
		郵便番号	所在地	成果品	
1	関東森林管理局	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	○	
2	福島森林管理署	960-8055	福島県福島市野田町7-10-4	○	
3	福島森林管理署白河支署	961-0074	福島県白河市字郭内128-1	○	
4	会津森林管理署	965-8550	福島県会津若松市追手町5-22	○	
5	会津森林管理署南会津支署	967-0692	福島県南会津郡南会津町山口字村上867	○	
6	磐城森林管理署	979-0201	福島県いわき市四倉町字東2-170-1	○	
7	磐城森林管理署(原町)	976-0013	福島県相馬市小泉字高池357		納入場所は磐城森林管理署
8	棚倉森林管理署	963-6131	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘73-2	○	
9	茨城森林管理署	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-7	○	
10	茨城森林管理署(高萩)	318-0034	茨城県高萩市高萩6		納入場所は茨城森林管理署
11	茨城森林管理署(大子)	319-3551	茨城県久慈郡大子町大字池田2669		納入場所は茨城森林管理署
12	日光森林管理署	321-1274	栃木県日光市土沢1473-1	○	
13	塩那森林管理署	324-0022	栃木県大田原市宇田川1787-15	○	
14	群馬森林管理署	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	○	
15	利根沼田森林管理署	378-0018	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	○	
16	吾妻森林管理署	377-0423	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	○	
17	東京神奈川森林管理署	254-0046	神奈川県平塚市立野町38-2	○	
18	中越森林管理署	949-6608	新潟県南魚沼市美佐島61-8	○	
19	下越森林管理署	957-0052	新潟県新発田市大手町4-4-15	○	
20	下越森林管理署村上支署	958-0033	新潟県村上市緑町3-1-13	○	
21	上越森林管理署	943-0172	新潟県上越市大道福田555	○	
22	静岡森林管理署	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-120	○	
23	静岡森林管理署(富士宮)	418-0061	静岡県富士宮市北町1-5		納入場所は静岡森林管理署
24	静岡森林管理署(千頭)	428-0411	静岡県榛原郡川根本町千頭980-2		納入場所は静岡森林管理署
25	天竜森林管理署	434-0012	静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1	○	
26	伊豆森林管理署	410-2401	静岡県伊豆市牧之郷546-5	○	
27	埼玉森林管理事務所	368-0005	埼玉県秩父市大野原491-1	○	
28	千葉森林管理事務所	263-0034	千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	○	
29	山梨森林管理事務所	400-0021	山梨県甲府市宮前町7-7	○	
30	東京事務所	135-8375	東京都江東区東陽6-1-42	○	

※ 実施場所については、会場の都合により変更する場合がある。

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
1 既往歴及び業務歴	① 既往歴及び業務歴の検査においては、治療歴、服薬歴、喫煙歴等の聴取を行うこととなるが、特定健康診査及び特定保健指導との関係をも踏まえ、これらの事項の聴取について徹底を図ること。 ② 別紙 1 の「問診票（一般定期健康診断）」を用いること。ただし、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。
2 身長、体重、腹囲、視力（遠見・近見）及び聴力の検査並びに肥満度の測定	① 聴力の検査については、一般定期健康診断の回数は、3 年につき少なくとも 1 回とし、これらの検査のうち、健康管理医が特に必要でないと認める検査の項目については、行わないことができる。 ② 視力は遠見視力（5 m）及び近見視力（50 cm）を測定する。 ③ 腹囲の検査について、次に掲げる職員は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。 ア 40 歳未満の者（35 歳の者を除く。） イ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ウ BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が 20 未満である者 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$ エ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMI が 22 未満である者に限る。） ④ 腹囲の簡易の測定方法等として、着衣の上からの測定（着衣分の長さを差し引いた数値）又は自己申告（健康診断時以外の測定数値）によることもできる。
3 胸部エックス線検査	① 原則として、エックス線間接撮影とする（デジタル撮影も可。）。 ② 結核患者、結核発病のおそれがあると診断されている者及び医師がエックス線直接撮影を必要と認める者については、エックス線間接撮影を省略することができる。 ③ 肺がんの胸部エックス線検査については、結核の検査に用いるエックス線写真を読影することによって行う。
4 喀痰細胞診	40 歳以上の職員及び 30 歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数（1 日の平均喫煙本数×喫煙年数）が 600 以上となる者（過去における喫煙者を含む。）
5 血圧の測定、血糖検査並びに尿中の蛋白、糖及び潜血の有無の検査	血糖検査については、35 歳の職員、40 歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
6 心電図、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸及び腎機能、膵機能、白血球数及び腫瘍マーカー（CEA及び高感度PSA）の検査	① 心電図の検査については、次に掲げる職員を対象とする。 ア 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員 イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者 ウ 問診、聴診の結果、心疾患の疑いがある者で、医師が必要と認める者 ② LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、貧血、尿酸、腎機能、膵機能及び白血球数の検査については、35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。 ③ CEAの検査については、40歳以上の職員、高感度PSAの検査については、50歳以上の男性職員を対象とする。 ④ 貧血の検査は、血色素量及び赤血球数及びヘマトクリット値を検査する。 ⑤ 腎機能の検査は、血液中のクレアチニンを検査する。 ⑥ 膵機能の検査は、血液中のアミラーゼを検査する。
7 胃の検査	① 40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員を対象とする。ただし、妊娠中の女性職員を除く。 ② 原則としてエックス線間接撮影とする（デジタル撮影も可。）。
8 肝機能検査	① 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とする。 ② 血液中のGOT、GPT及びγ-GTPを検査する。
9 便潜血反応検査	40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員を対象とする。
10 眼底、眼圧及びドライアイの検査	① 眼底の検査については、次に掲げる職員を対象とする。 ア 情報機器作業に従事する職員のうち希望する者 イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者 ② 眼圧及びドライアイの検査については、①のアに掲げる職員を対象とする。

問 診 票（一般定期健康診断）

氏 名：
所 属：生年月日：
職務内容：記入年月日：
男・女（満年齢： ）

1 症 状

該当するものに○印を付け、（ ）内に必要事項を記入して下さい。

循 環 器		呼 吸 器		運動神経	
	高血圧といわれたことがある		かぜをひくと長引く		ひどく頭が重かったり痛む
	低血圧といわれたことがある		せきやたんがよくでる		急にめまいがする
	どうき・息切れがする		ぜいぜいすることが多い		舌が縛れることがある
	脈の乱れがある	泌 尿 器			手足などがしびれる 部位（ ）
	手足や顔がむくむ		尿量が少ない		手足などの感じがにぶくなったり・動かしづらくなったりする 部位（ ）
	胸がしめつけられる		尿量が多い		
	立ちくらみがする		排尿のとき痛む		
目 ・ 耳			尿に血が混じることがある		手足・首・背・肩・腰が痛む 部位（ ）
	目が痛む		尿が出づらい		
	目が充血したり・目やにがでる	消 化 器		痛みの程度	痛む時
	まぶしいことがある		食欲がない	・身動きが出来ない痛み ・つらくて仕事にさしかえる ・仕事に苦痛にならない痛み ・だるい程度 ・その他（ ）	・朝起きた時 ・長く歩く時 ・作業をしている時 ・作業が終わった時 ・夜寝ている時 ・その他（ ）
	物が二重に見える		食後に胃がもたれる		
	物がかすんで見える		吐き気がする		
	きこえがわるい		胃が痛む		
	耳なりがする		下腹部が痛む		
そ の 他 （ ）					

2 し好品

(1) たばこ：（1日 本）

(2) 酒 類： 毎日飲む ・ 時々飲む ・ 飲まない
（日本酒1日 合） （ビール1日 本） （ウイスキー・焼酎1日 杯）

3 今までかかった病気やケガで現在気になるものがあれば、その病名を書いて下さい。

病名 (1) (2)

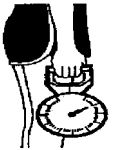
区分	検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
第 一 次 検 査	1 常温下での機能検査	皮ふ温、痛覚その他の検査にあたっては、それらの測定値に外気温ばく露の影響が残らないよう、必ず、検査前に室温 20℃前後（低目がよい）の室内において 30 分以上の安静時間をとった後、次の検査を行う。	外傷のある指は、測定指としないことが望ましい。
	(1) 末梢循環機能検査 ア 皮ふ温	常温下で両手の示・中・環・小指の中節の背側中央について測定する。	(1) 皮ふ温計は、感温部が小さく、測定の所要時間が短いサーミスター式、又は、熱電対式のものを選ぶこと。 (2) 感温部は、十分皮ふに密着させないと正しい値が得られないので、注意すること。 (3) 喫煙により末梢皮ふ温が低下するので、測定前 1 時間は禁煙させること。 また、測定時には必ず喫煙の有無を確認すること。 (4) 常温下の皮ふ温は平常時でも若干の変動があるとされているので、測定は、数分の間隔で 2 回以上行い、その差が 1℃以内に安定した値をとること。
	イ 爪圧迫	常温下で両手の示・中・環指の 3 指について行う。 方法は、1 指毎に軽くにぎった検者の拇指の掌側と、示指の橈側で、被験者の爪の部分を含み、ついで 10 秒間強く押え、はなした後、爪の退色が元に戻るまでの時間を測定する。	(1) 時間は、ストップウォッチを用いて測定すること。 (2) 被検者の手の高さは、ほぼ心臓の高さとし、判定が終るまで指の力を完全に抜いた状態にしておくこと。

区分	検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
第 一 次 検 査	(2) 末梢神経機能検査 ア 痛 覚	常温下で両手の示・中・環・小指中節背側の皮ふの薄い部位で検査する。 方法は、この箇所の小範囲について痛覚計の先を静かに4～5回のせ、痛覚の有無を検査し、この部位に鈍麻を認めれば、更に鈍麻の範囲をみるため、手背・前腕・橈尺側及び上腕橈・尺側について検査する。	(1) 痛覚計は、注射管方式がよい。 (2) 検査の際は、最初に手背部等で試行し、痛覚を確認させてから行うこと。 (3) 検査に当たっては、軽く目を閉じさせ、針先をのせ静かに管筒をおろすようにし、突いてはならない。
	イ 振動覚	常温下で両手の示・中・環指の末節の掌側中央の部位で検査する。 方法は、指を軽く伸ばし、指先を軽く振動子に接触させて行う。	(1) 振動覚は、原則として正弦波振動により検査すること。(リオン AU - 02 型による。) (2) 周波数は、原則として 125Hz を用い、250Hz も用いることが望ましい。 (3) はじめに振動感覚を確認させた後、上昇法を2～3度くり返して測定すること。 (4) 検査にあたっては、軽く目を閉じさせること。

区分	検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
第 一 次 検 査	2 冷却負荷による機能検査	常温下で、手指皮ふ温、爪圧迫、痛覚、振動覚などの値が、一つあるいはいくつかで異常の場合は、医師の判断によって冷却負荷を省略することができる。 冷却負荷検査は、常温下の測定にひきつづいて実施する。 冷却負荷は、左手（訴えが右手に強い場合は右手）を $5^{\circ}\text{C} \pm 0.5^{\circ}\text{C}$ の冷水中に手首まで 10 分間浸漬する方法による。 ただし、医師の判断により 10°C—10 分を採用してもよい。	(1) 医師の判断により、採用時等特別健康診断、定期特別健康診断及び臨時特別健康診断を通じ、年 1 回としてもよい。 (2) 高血圧、心筋梗塞、冠動脈硬化症、心不全等の現症のある者又は既往症のある者については、医師の所見に基づき支障がないと認められた場合にのみこの検査を実施すること。 また、医師が適当でないと認めた者又は必要がないと認めた者については、この検査を実施しないこと。 (3) 常温下の皮ふ温は、適当な時間において 2 回以上行うようにし、その差が 1°C 以内になってから冷却負荷を始めること。 (4) 冷水槽は、椅座位で腕を下方に伸ばした状態で、手首まで浸漬できるような高さ及び位置とする。 (5) 冷却負荷中浸漬している部分が容器及び氷塊に触れないように気をつけさせること。 (6) 冷水槽の水は、常に攪拌し、温度を一定かつ一様に保つこと。 (7) 外傷のある指は、測定指としないことが望ましい。 (8) 冷却負荷中被検者が、痛みに耐え難かった場合、あるいは、胸苦しさなどを訴えた場合には、直ちに中止すること。 (9) 冷却負荷終了直後と、5 分後及び 10 分後に行う検査にあつては、その都度手指の皮ふ温、爪圧迫、振動覚、痛覚の順序で検査を行うこと。

区分	検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
第 一 次 検 査	(1) 末梢循環機能検査 ア 皮ふ温	浸漬手の示・中・環指のうち一指について、中節の背側中央について冷却負荷開始 6 分目から 1 分毎に測定し、10 分目の測定終了と同時に手を冷水から引上げ、乾いたタオルで拭き、さらに手を冷水から引き上げた時を基点として、5 分目及び 10 分目に測定する。	(1) 測定指は、自覚症状の訴えが強い指を選ぶこととし、訴えない場合には、中指とすることが望ましい。 (2) 冷却負荷の際、皮ふ温計の感温部の測定指へのとりつけは、うすいばんそうこうを用いて固定する。 また、ばんそうこうは、指の血流を阻害しないように用いること。
	イ 爪圧迫	冷却負荷終了直後と 5 分目及び 10 分目に冷却側の示・中・環指のうち一指（同時に皮ふ温を測定している場合は、測定していない指）について行う。	
	(2) 末梢神経機能検査 （感覚検査） ア 痛 覚 イ 振動覚	常温下で検査した指のうち、冷却側の一指について、冷却負荷終了直後と 5 分目及び 10 分目に検査する。	冷却負荷後は、125Hz のみで差支えない。
	3 運動機能検査	運動機能検査は、被検者の協力が必要であり、また巧拙が大きく影響するので、検査の実施に当たっては、十分留意する。	
	(1) 握 力 （瞬発力、握力低下度 5 回法）	直立し腕を下方に伸ばしたまま最大努力させ、5 秒間隔で左右交互にこれを 5 回くり返し、1 回目及び 2 回目の値のうちの大きい方の値を瞬発握力とし、4 回目及び 5 回目の値のうちの小さい方の値との差を握力低下度とする。	(1) 検査前に 1 ～ 2 回練習をさせることが望ましい。 (2) 握力計は、較正済みの二本針のスメドレー式握力計を用いること。

区分	検 査 項 目	検 査 要 領	留 意 事 項
第 一 次 検 査	(2) つまみ力	拇指を下に測定指を上にし、測定指の遠位指節間関節を伸展させ、他の指を軽く伸ばした状態で拇指と示指間及び中指間のつまみ力を測定する。	(1) つまみ力計は、エスメス式つまみ力計を用いることが望ましい。 (2) 指を重ねないように注意すること。
	(3) タッピング	タッピング測定器を用い、椅座位で左手右手交互に示指及び中指を一指ずつ 30 秒間できるだけ早く打たせ、10 秒、20 秒、30 秒値を測定する。	(1) タッピング測定器は、エスメス式タッピング測定器を用いることが望ましい。 (2) 指は 3 ～ 4 cm の距離を上下することが望ましい。 指を上にはね上げるとき、天板に指を必ずあてること。 (3) 手掌は、軽く測定台上に置き、はなさないこと。 (4) 10 秒値、20 秒値の測定には、ストップウォッチを使用すること。 測定は、45dB 以下の静かな室で行うこと。
	4 聴力の検査	オーディオメーターを用い、両耳について聴力損失を 1,000Hz、4,000Hz の各周波数について測定する。	

	検 査 項 目	器 具 等	検 査 要 領 等	備 考
	筋 力 握 力	握 力 計	要 領 (1) 握力計の指針が外側になるように持ち、図のように握る。この場合、人さし指の第 2 関節がほぼ直角になるよう、握りの幅を調節する。 (2) 直立の姿勢で両足を左右に開き、腕を自然に下げ、握力計をからだや衣類に触れさせないようにし、力いっぱい握りしめる。この際、握力計を振り回さないようにする。 記 録 計器の記録を読む。左右交互に 2 回ずつ測定する。おののの良いほうの記録をとり、それらを平均して握力値とする。測定値及び平均値は、ともにキログラムを単位としキログラム未満は四捨五入する。  人さし指の第 2 関節がほぼ直角になるように調整する。	
	上体起こし	ストップウォッチ	要 領 (1) 床にあおむけにねた姿勢で、両足を肩幅くらいに開いてひざを直角に曲げ、指を組んだ両手を頭のうしろにあてる。 (2) 補助者は実施者の両足首をしっかり押さえる。 (3) 「用意—始め」の合図で、両ひじが両ひざに触れるまで上体を起こし、再び背中(肩甲骨下部)が床に触れるまで倒してもとの姿勢に戻る。 (4) この動作を、できるだけ早く、正しく 30 秒間繰返し、「止め」の合図で終わる。 記 録 補助者は、上体を起こして両ひじが両ひざについた回数を声を出さずに数え、それを記録する。  ひざを直角(90°)に曲げる	(1) マットや芝生など柔らかいところで行ってもよい。 (2) テスト中及びテスト終了時に、後頭部を床にぶつけないようにあらかじめ注意する。 (3) 補助者は実施者のひざの角度を直角に保つように両足を保持させ、実施中、角度が変化しないように注意する。 (4) 補助者と実施者の頭がぶつからないように注意する。 (5) 実施者は、起き上がるときに息を吐くようにする。
	柔 軟 性 立位体前屈	立位体前屈測定器	要 領 (1) 実施者は両足をそろえてかかとをつけ、足先を約 5cm 開いて台上に立つ。 (2) 次に両手をそろえ、指先を伸ばして物さしに触れながら、徐々に上体を前屈し、最低点で 2 秒間止める。 (3) 両指先の最下端の位置の物さしの目盛を読む。 記 録 0 点に達しない場合は、0 点からの距離をマイナスで記録する。 2 回実施して、良いほうの記録をとる。単位はセンチメートルとし、センチメートル未満は四捨五入する。	(1) 両手の指先がそろうようにする。 (2) 反動をつけて前屈しないようにする。 (3) 前屈したときに、頭を両腕の間に入れるようにする。 (4) ひざを曲げないように注意する。 (5) 測定者は実施者の正面にあり、実施者がバランスをくずして落下してきた場合、実施者の両肩をささえる。また、床にはマットなどを敷いておくとよい。 (6) 前屈の上体から起き上がるときはひざを曲げてから、ゆっくりと起き上がる。

	検査項目	器具等	検査要領等	備考
	平衡性 閉眼片足立ち	ストップウォッチ	要領 (1) 両手を腰におき、目を閉じて両足(裸足)をそろえて立つ。 (2) 徐々に体重を片足にかけ、「始め」の合図で一方の足を静かに上げる(図参照)。 (3) そのままの姿勢でできるだけ長時間立位を保ち、その最大保持時間を秒単位ではかる。 (4) 次のような場合はその時点で立位を保つことができなくなったので、その人の測定値はそれまでの時間とする。 ア 目を開いてしまった。 イ 手が腰から離れてしまった。 ウ 上げているほうの足が床又は支持足についてしまった。 エ 支持足が移動してしまった。 記録 テストの間に短い休息を入れ、左右交互に3回ずつ測定し、その平均値をとる。1回ごとの測定でどちらかの足でも、3分以上続けられる場合、そこで打ち切り、測定値は180秒として記録する。 両手を腰に置く	(1) 反応前の姿勢はひざを軽く曲げた(120～160°くらい)状態をとる。深く曲げすぎたり、また浅すぎたりしないように注意する。 (2) 光の合図とともに垂直方向にできるだけ早く跳び離れるように指示する。
	敏しょう性 全身反応時間		要領 (1) 実施者はひざ関節を軽く曲げて台上に立つ。 (2) 光刺激を合図に、できるだけ早く跳躍台より垂直に跳び離れるように指示し、2～3回練習のあと実施する。 記録 測定は5回行い、それを平均する。単位は1000分の1秒とする。	

	検 査 項 目	器 具 等	検 査 要 領 等	備 考
	全身持久性 最大酸素摂取量	自転車エルゴメーター	要 領 (1) ウォーム・アップ。 負荷 0.5Kp で 3 分間自転車エルゴメーターをこぐ。 (2) 脈拍数の測定 ウォーム・アップ後 10 秒間測定 (3) 自転車エルゴメーターこぎ 時間：6 分間 負荷：男子 1.0～3.5Kp・女子 0.5～2.0Kp * 脈拍数が 125～150 拍／分の間に入るようにする ペダルの回転数：50 回／分又は 10 回／分 (4) クール・ダウン 0.0～0.5Kp で 1～3 分間 記 録 (1) 脈拍数の測定 運動開始後 2' 30" ～3' 00" (2) エルゴメーターに標示された最大酸素摂取量を記録する。	(1) 自転車エルゴメーターの調節 少し前傾姿勢をとり、ひざ関節がわずかに曲がる程度にサドルの高さやハンドルを調節する。 (2) 設定した年齢の上限脈拍に達した時や、体調が悪くて脈拍が上がりすぎた時は、アラーム機能が作動し警告するので、アラームが鳴ったら安全のため中断する。

特記仕様書

福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に勤務する職員であって、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）に基づき指定された除染特別地域及び汚染状況重点調査地域において、森林整備等業務に従事し、下記の検査を希望する職員は、一般定期健康診断実施時（年 1 回）に追加実施することとする。

記

1 検査対象者

福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に勤務する職員のうち、3 の検査を希望する職員。

2 実施時期

一般定期健康診断実施日と同じとする。

3 検査項目

白血球像（好塩基球、好酸球、好中球、桿状核球、分葉核球、リンパ球、単球）判定及びヘマトクリット値を含む

人事院規則 10 - 4 (職員の保健及び安全保持)

別表第 4 指導区分及び事後措置の基準 (第 23 条、第 24 条関係)

指 導 区 分			事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容		
生 活 規 正 の 面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後十時から翌日の午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ。）時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行つてよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあつせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

別表 3

計画書

	検査項目	検査予定者数(人)				
		関東森林管理局本局 1日当たり	福島森林管理署	福島森林管理署 白河支署	会津森林管理署	会津森林管理署 南会津支署
一般定期健康診断	身体測定					
	身長、体重	107 左記の半数	30	21	29	22
	腹囲、BMI	92 //	24	19	23	22
	眼の検査					
	眼底	82 //	17	20	17	20
	眼圧	84 //	16	20	17	20
	ドライアイ検査	27 //	11	9	9	12
	視力 遠見視力・近見視力	106 //	28	18	27	22
	聴力	89 //	27	18	27	22
	血圧	108 //	30	21	29	22
	心電図	101 //	24	19	24	22
	尿の検査	107 //	30	19	29	21
	胸部X線撮影	107 //	30	21	29	22
	胃部X線撮影	52 //	12	12	13	9
	血液の検査	107 //	26	21	29	22
	CEA検査	103 //	16	14	17	13
	高感度PSA検査	36 //	11	9	9	10
特別定期健康診断 (振動機械)	白血球像	119 //	0	20	16	21
	大腸がん検査(2日間法)	83 //	14	13	14	16
	喀痰細胞診	10 //	4	4	2	4
	常温下での機能検査					
	1 末梢循環機能検査					
	皮膚温					
	爪圧迫					
	2 末梢神経機能検査					
	振動覚					
	冷却負荷による機能検査					
運動機能検査	1 末梢循環機能検査					
	皮膚温					
	爪圧迫					
	2 末梢神経機能検査					
	振動覚					
	運動機能検査					
	1 握力					
	2 つまみ力					
	3 タッピング					
	血圧					
共通	聴力					
	検査項目	関東森林管理局本局 1日当たり	福島森林管理署	福島森林管理署 白河支署	会津森林管理署	会津森林管理署 南会津支署
	身長	19 左記の半数	12	11	11	8
	血圧	19 //	12	11	11	8
	筋力	19 //	12	11	11	8
	上体起こし	16 //	12	10	9	7
	柔軟性	20 //	12	11	11	8
	平衡性	21 //	12	11	11	8
	敏しよう性	21 //	12	11	11	8
	全身持久性	14 //	12	9	10	8
共通	項目	予定日数(日)				
	検査スタッフ等派遣日数	4	2	2	2	2
	検査の実施日数	健診2日、運動機能2日	健診1日、運動機能1日	健診1日、運動機能1日	健診1日、運動機能1日	健診1日、運動機能1日
		(※) 本表の検査予定者数等は、過去の実績に基づく推計値であり、変動するものである。				
金額計						
消費税						
合計額						

一般定期健康診断	検査項目	検査予定者数(人)					
		伊豆森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所	山梨森林管理事務所	東京事務所	
	第一次検査	身体測定					
		身長、体重	22	13	16	13	5
		腹囲、BMI	20	10	14	12	5
		眼底検査	18	12	12	10	4
		眼圧	17	12	12	10	4
		ドライアイ検査	13	13	7	6	3
		視力 遠見視力・近見視力	21	13	15	12	4
		聴力	21	13	13	12	5
		血圧	22	13	15	13	5
		心電図	21	13	12	12	4
		尿の検査	22	13	15	13	5
		胸部X線撮影	22	13	14	13	5
		胃部X線撮影	12	9	7	5	3
		血液の検査	21	13	15	13	5
CEA検査		16	12	12	8	3	
高感度PSA検査	8	9	8	4	2		
白血球像	0	1	0	0	0		
大腸がん検査(2日間法)	14	9	11	6	4		
喀痰細胞診	3	2	2	0	0		

特別定期健康診断（振動機械）	検査項目	検査予定者数(人)				
		伊豆森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所	山梨森林管理事務所	東京事務所
第 2 次 検 査	常温下での機能検査					
	1 末梢循環機能検査					
	皮ふ温	2				
	爪圧迫	2				
	2 末梢神経機能検査					
	振動覚	2				
	冷却負荷による機能検査					
	1 末梢循環機能検査					
	皮ふ温					
	爪圧迫					
	2 末梢神経機能検査					
	振動覚					
	運動機能検査					
	1 握力	2				
	2 つまみ力	2				
3 タッピング	2					
血圧	1					
聴力	1					

運動機能検査	検査項目	検査予定者数(人)				
		伊豆森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所	山梨森林管理事務所	東京事務所
	身長	7	12	3	9	0
	血圧	7	12	3	9	0
	筋力	7	12	4	9	0
	上体起こし	6	11	4	8	0
	柔軟性	7	12	4	8	0
	平衡性	7	12	4	9	0
	敏しょう性	7	12	4	9	0
	全身持久性	7	11	4	9	0

共通	項目	予定日数(日)				
		伊豆森林管理署	埼玉森林管理事務所	千葉森林管理事務所	山梨森林管理事務所	東京事務所
	検査スタッフ等派遣日数	2	2	1	2	1
	検査の実施日数	健診1日、運動機能1日	健診1日、運動機能1日	健診1日	健診1日、運動機能1日	健診1日

[illegible]

一般定期健康診断	検査項目		受診予定者数(人)	単価(円)	合計(円)	備考
	身体測定	身長、体重	663			年に1回の実施
		腹囲、BMI	542			
	眼の検査	眼底	483			
		眼圧	477			
		ドライアイ検査	251			
	視力	遠見視力・近見視力	604			
	聴力		588			
	血圧		663			
	心電図		593			
	尿の検査		648			
	胸部X線撮影		652			
	胃部X線撮影		329			
	血液の検査		632			
	CEA検査		493			
	高感度PSA検査		269			
	白血球像		305			
	大腸がん検査(2日間法)		436			
	喀痰細胞診		72			

特別定期健康診断(振動機械)	検査項目		受診予定者数(人)	単価(円)	合計(円)	備考
	常温下での機能検査	1 末梢循環機能検査				健診実施日と運動機能実施日に併せて実施(計2回の実施)
		皮ふ温	6			
	2 末梢神経機能検査	爪圧迫	6			
		振動覚	6			
	冷却負荷による機能検査	1 末梢循環機能検査				各検査場所の予定人数は2回の合計
		皮ふ温	1			
	2 末梢神経機能検査	爪圧迫	1			
		振動覚	1			
	運動機能検査					
	1 握力		6			
	2 つまみ力		6			
	3 タッピング		6			
	血圧		3			
	聴力		3			

運動機能検査	検査項目		受診予定者数(人)	単価(円)	合計(円)	備考
	身長		281			年に1回の実施
	血圧		281			
	筋力		280			
	上体起こし		254			千葉と東京は健康診断と併せて実施
	柔軟性		279			
	平衡性		282			
	敏しように性		284			
	全身持久性		253			

共通	項目		派遣予定日数(日)	単価(円)	合計(円)	備考
	検査スタッフ等派遣日数		60			1日当たりの移動費等単価
	検査の実施日数					

金額計						
消費税						
合計額						

請 負（単価）契 約 書（案）

- 1 件 名 一般定期健康診断等業務
- 2 仕 様 別添の仕様書のとおり
- 3 契約単価及び予定人員
別添仕様書の別表 3 計画書のとおり
- 4 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 6 日まで
- 5 検査場所及び成果品納入場所
別添仕様書の別表 1「実施場所及び成果品納入箇所一覧表」
のとおり
- 6 契約保証金 免 除

上記件名（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官関東森林管理局長 松村 孝典（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、上記各項及び次の契約条項によって請負（単価）契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 群馬県前橋市岩神町 4－1 6－2 5
支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松 村 孝 典

乙 住所
氏名

契 約 条 項

第1条 乙は、別添の健康診断仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、誠実に業務を履行するものとする。

2 仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決定する。ただし、軽微なことについては、担当職員の指示に従うことにする。

第2条 甲は、この業務の適正な履行を確保するために監督する必要があると認めたときは、甲が命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督をさせるものとする。

2 前項に定める監督は、立会い、指示その他適切な方法により行うものとする。

3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督のために必要な書類の提出を求められた場合、速やかに提出するものとする。

第3条 乙は、この契約に基づく業務の履行に当たって用いた使用人の行為については、すべて責任を負うものとする。

第4条 乙が、当初の業務を正常に履行できない場合は、あらかじめ、甲に対し遅滞の理由及び完了見込日時を明らかにした書面を提出して期限延長の承認を受けなければならない。

第5条 甲は、乙が頭書の業務を正常に履行できない場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める遅滞金は、遅滞日数1日につき当該金額の年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 第1項に定める遅滞金の請求は、甲が第12条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第6条 乙は、健康診断の結果の報告を行う際には、甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

第7条 検査職員は、その報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。

この場合において、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 検査職員は、検査の結果全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、乙に対し適当な日時を定めて不当な箇所の引換え又は修正を請求することができる。この場合には、乙は直ちに不当な箇所の引換え又は修正を行わなければならない。

5 検査及び納入に要する経費は、すべて乙の負担とする。

第8条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

第9条 乙は第6条に定める検査に合格したときは、契約単価に受診者数を乗じた金額の合計に、消費税及び地方消費税に相当する額（税抜合計金額に100分の10を乗じた額とし、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を加えた額を所定の手続により書面（以下「支払請求書」という。）をもって甲に代金支払の請求をすることができるものとする。

第10条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

第11条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対し遅延利息を請求することができる。

2 前項に定める遅延利息は、遅延日数1日につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法

律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規程により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うものとする

ただし、遅延利息の額が 100 円未満である場合及び 100 円未満の端数については、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 支払の遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（1）乙が、頭書の業務等契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。

（2）この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第 26 条の規定に違反したとき。

（2）債務の全部の履行が不能であるとき。

（3）乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（4）債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（5）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（7）第 17 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

（1）債務の一部の履行が不能であるとき。

（2）乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第 14 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 15 条 甲は、業務が完了しない間は、第 12 条及び第 13 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 16 条 甲は、第 12 条及び第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

第 17 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

第 18 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって業務を継続することが不可能となったと認めたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第 19 条 第 17 条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第 17 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

第 20 条 第 12 条及び第 13 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金を請求することができるものとする。なお、違約金の金額は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 21 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、

当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第22条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第23条 この契約によって、甲が乙から取得すべき遅滞金又は違約金がある場合は、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるものとする。

第24条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術

的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式1に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 8 甲は、乙が第2項から5項の規定に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
- 9 乙は、再委託する場合には、当該委託にかかる再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。

第25条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書の規定に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第26条 乙及びその使用人等は、業務上知り得た事実を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

第27条 乙は、この契約の履行に当たり甲から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに甲に報告し甲等の指示に従って措置をするものとする。

第28条 乙は、法令の制定又は改廃による統制額の設定若しくは改定又は予期することができない経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められる場合には、甲にその理由を書面をもって提出するものとする。

2 前項の場合、甲は乙の理由をやむを得ないと認めたときは、乙と協議して変更することができる。

第29条 乙が、この契約により甲又は第三者に損害を与えた場合は、すべて乙の負担により処理するものとする。

第30条 甲及び乙双方は信義を持って誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲及び乙間に紛争が生じた場合又はこの契約に規定のない事項については、甲及び乙が協議して決定する。

(特約事項)

別紙1から別紙2のとおり

[別紙 1]

暴力団排除に係る契約の特則

(暴力団排除に係る契約の特則)

第 1 条 本契約では、次のとおり、暴力団排除に係る契約の特則を締結する。

- 1 暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合には、契約を解除することができる。
- 2 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、契約を解除することができる。
- 3 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない。
- 4 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させている場合には、契約を解除することができる。
- 5 上記の契約解除に伴い、公共サービスの実施に関して履行遅延等による損害が生じた場合は、契約解除を受けた相手方が負担するものとする。

[別紙2]

暴力団排除に関する特約事項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）

を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。））としな
いことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

委託契約再委託承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官等 あて

(受託者)
住 所
氏 名

令和 7 年 月 日付けで締結した一般定期健康診断等業務の契約について、下記のとおり再委託したいので、契約書第 2 4 条第 2 項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 再委託比率（委託契約金額に占める再委託金額の割合）
- 6 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

入 札 内 訳 書

検 査 項 目		受診予定 者数(人)	単価 (円)	金額 (円)	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	第 身	体の測定			
	身	身長、体重	663	0	
	腹	腹囲、BMI	542	0	
	眼	目の検査 眼底検査	483	0	
	眼	眼圧検査	477	0	
	一	ドライアイ検査	251	0	
	視	視力検査	604	0	遠見視力・近見視力
	聴	聴力検査	588	0	オーディオメーター使用 1,000・4,000Hz
	血	血压検査	663	0	
	心	心電図	593	0	四肢単極及び胸部12誘導
健 康 診 断	次	尿検査	648	0	蛋白、糖、潜血
	胸	胸部X線間接撮影	652	0	原則、胸部X線間接撮影 100×100mm 単純正面1枚、デジタルも可
	胃	胃部X線間接撮影	329	0	原則、胃部X線間接撮影 100×100mm 胃部正面側写、デジタルも可
	血	血液検査	632	0	血色素量、赤血球数(血液学的検査)、ヘマトクリット値 GOT、GPT、γ-GTP、LDLコレステロール、血清トリグラセド、 HDLコレステロール、血糖の量検査(生化学的検査)、尿酸検査(UA)、 腎機能検査(クレアチニン)、膵機能検査(アミラーゼ)、白血球数
	CEA	CEA検査	493	0	
	高	高感度PSA検査	269	0	
特 別 定 期 健 康 診 断	白	白血球像	305	0	(好塩基球、好酸球、好中球、桿状核球、分葉核球、リンパ球、単球)判定料及びヘマトクリット値を含む。
	大	大腸がん検査	436	0	連続する2日間に採取した糞便中の鮮血(ヘモグロビン)反応を検査
	喀	喀痰細胞診	72	0	
	第	常温下機能検査			
	皮	皮膚温	6	0	
	爪	爪圧迫	6	0	
	振	振動覚	6	0	
一 般 定 期 健 康 診 断	冷	冷却負荷機能検査			
	皮	皮膚温	1	0	
	爪	爪圧迫	1	0	
	振	振動覚	1	0	
	運	運動機能検査			
	握	握力	6	0	
	つま	つまみ力	6	0	
運 動 機 能 検 査	タ	タッピング	6	0	
	血	血压検査	3	0	
	聴	聴力検査	3	0	振動機械
	身	身長	281	0	
	血	血压検査	281	0	
	筋	筋力	280	0	握力
	上	上体起こし	254	0	
共 通	柔	柔軟性	279	0	立位体前屈
	平	平衡性	282	0	閉眼片足立ち
	敏	敏しょう性	284	0	全身反応時間
	全	全身持久性	253	0	最大酸素摂取量
	巡	巡検者移動費	60	0	1日当たりの単価
	金	額 計	入札書に記載する金額	0	

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

代 理 人

入札書

入札物件第1号 一般定期健康診断等業務

					千万	百万	十万	万	千	百	十	円
--	--	--	--	--	----	----	----	---	---	---	---	---

上記金額で入札公告、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

内訳

検 査 項 目		受診予定 者数(人)	単価 (円)	金額 (円)	備 考
一 般 定 期 健 康 診 断	第 一 次	身体の測定			
		身長、体重	663		
		腹囲、BMI	542		
	一 次	眼の検査 眼底検査	483		
		眼圧検査	477		
	一 次	ドライアイ検査	251		
		視力検査	604		遠見視力・近見視力
	一 次	聴力検査	588		オーディオメーター使用 1,000・4,000Hz
		血圧検査	663		
	一 次	心電図	593		四肢単極及び胸部12誘導
		尿検査	648		蛋白、糖、潜血
	一 次	胸部X線間接撮影	652		原則、胸部X線間接撮影 100×100mm 単純正面1枚、デジタルも可
		胃部X線間接撮影	329		原則、胃部X線間接撮影 100×100mm 胃部正面側写、デジタルも可
	一 次	血液検査	632		血色素量、赤血球数(血液学的検査)、ヘマトクリット値 GOT、GPT、γ-GTP、LDLコレステロール、血清トリグラセイド、 HDLコレステロール、血糖の量検査(生化学的検査)、尿酸検査(UA)、 腎機能検査(クレアチニン)、膵機能検査(アミラーゼ)、白血球数
		CEA検査	493		
	一 次	高感度PSA検査	269		
		白血球像	305		(好塩基球、好酸球、好中球、桿状核球、分葉核球、リンパ球、単球)判定料及びヘマトクリット値を含む。
	一 次	大腸がん検査	436		連続する2日間に採取した糞便中の鮮血(ヘモグロビン)反応を検査
		喀痰細胞診	72		
	特 別 一 次	常温下機能検査			
		皮膚温	6		
	特 別 一 次	爪圧迫	6		
		振動覚	6		
	特 別 一 次	冷却負荷機能検査			
		皮膚温	1		
	特 別 一 次	爪圧迫	1		
		振動覚	1		
	特 別 一 次	運動機能検査			
		握力	6		
	特 別 一 次	つまみ力	6		
		タッピング	6		
	特 別 一 次	血圧検査	3		
		聴力検査	3		振動機械
運 動 機 能 検 査	体 力 測 定	身長	281		
		血圧検査	281		
		筋力	280		握力
		上体起こし	254		
		柔軟性	279		立位体前屈
		平衡性	282		閉眼片足立ち
		敏しように性	284		全身反応時間
		全身持久性	253		最大酸素摂取量
共 同	金 額 計	巡検者移動費	60		1日当たりの単価

※ 金額の合計金額を金額欄に記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

代 理 人

競争参加資格確認申請書

令和 7 年 月 日

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 7 年 4 月 1 6 日付けで公告のありました

業務名：一般定期健康診断等業務

に係る競争参加資格について、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 令和 7・8・9 年度の農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
- 2 医療機関であることを証する書類の写し